第百四条中「第八十八条第四号」を「第百四十三条第四号」に改め、同条を第百六十三条とする。
第百三条第一項中「第八十九条第一項」を「第百四十四条第一項」に、「第百五条」を「第百六十四条」に改め、同条第二項中「第八十九条第一項」を「第百四十四条第一項」に改め、同条第三項中「第八十九条第二項」を「第百四十四条第二項」に、「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改め、同条を第百六十二条とする。
第五章を第七章とする。
第四章中第百二条を第百六十一条とし、第百一条を第百六十条とし、第百条を第百五十九条とする。
第九十九条中「第百一条」を「第百六十条」に改め、同条を第百五十六条とし、同条の次に次の二条を加える。
第百五十七条　第九十条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。
第百五十八条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一　第四章第二節の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二　第九十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
三　第百十九条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
四　第百二十五条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は縦覧に供しなかったとき。
五　第百二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
六　第百三十条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。
第九十八条を第百五十五条とし、第九十七条を第百五十四条とし、第九十六条を第百五十三条とする。
第九十五条第一項第一号中「第八十五条」を「第百四十条」に、「第八十六条」を「第百四十一条」に改め、同項第二号中「第八十七条」を「第百四十二条」に改め、同項第三号中「第八十八条第二号」を「第百四十三条第二号」に改め、同項第四号中「第八十五条第七号、第八十六条第一号、第八十七条第五号」を「第百四十条第七号、第百四十一条第一号、第百四十二条第五号」に、「第八十八条」を「第百四十三条」に、「又は第九十一条から前条まで」を「、第百四十七条から第百四十九条まで又は前条」に改め、同条を第百五十二条とする。
第九十四条を第百五十一条とし、第九十三条を第百四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。
第百五十条　第百三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。
第九十二条を第百四十八条とし、第九十一条を第百四十七条とし、第九十条を第百四十五条とし、同条の次に次の一条を加える。
第百四十六条　第百五条（第百十八条及び第百二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
第八十九条第二項中「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第一項」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十四条第一項」に改め、同条を第百四十四条とする。
第八十八条を第百四十三条とし、第八十七条を第百四十二条とし、第八十六条を第百四十一条とする。
第八十五条第三号中「第八十七条第三号」を「第百四十二条第三号」に改め、同条を第百四十条とする。
第四章を第六章とする。
第三章の次に次の二章を加える。

第四章　金融サービスの利用環境の整備等

第一節　安定的な資産形成の支援等

（基本方針）
第八十二条　政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
2　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向
二　国民の安定的な資産形成の支援に関する次に掲げる事項
イ　国民の安定的な資産形成に資する制度の整備に関する事項
ロ　国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進に関する事項
ハ　国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進に関する事項
ニ　国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究に関する事項
三　国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
四　前三号に掲げるもののほか、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要事項
3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
4　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、金融審議会の意見を聴くものとする。
5　内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6　政府は、適時に、基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。
7　政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
8　第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。
（地方公共団体及び民間事業者に対する支援）
第八十三条　国は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間事業者が行う安定的な資産形成の支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（地方公共団体の施策）
第八十四条　地方公共団体は、国の施策に準じて、当該地域の社会的及び経済的状況に応じた安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努めるものとする。
（事業主の責務）
第八十五条　事業主は、その事業に支障のない範囲内で、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は次条の金融経済教育推進機構による安定的な資産形成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び広報に協力するよう努めるものとする。

第二節　金融経済教育推進機構

第一款　総則

（機構の目的）
第八十六条　金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）は、適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導（第百十九条及び第百三十四条において「金融経済教育」という。）を推進することを目的とする。
（法人格）
第八十七条　機構は、法人とする。
（数）
第八十八条　機構は、一を限り、設立されるものとする。
（資本金）
第八十九条　機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。
2　機構は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
（名称）
第九十条　機構は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いなければならない。
2　機構でない者は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いてはならない。